



資料編

問4. **問3で「3」または「4」とお答えの方のみ** あなたが現在の場所にお住まいになることにした理由【複数回答可（3つまで）】

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1. 守谷市は発展するまちだと思ったから | 2. TXが開通するなど通勤・通学に便利なまちだから |
| 3. 高速道路ICが近いなど車が利用しやすそうだから | 4. 市内・近隣に商業施設がたくさんあるから |
| 5. 医療機関が充実しているから | 6. 学校など子どもの教育に適している環境があるから |
| 7. 保育所（園）や幼稚園、学童保育などが充実しているから | 8. 医療費補助など子育てへの経済的支援が充実しているから |
| 9. 働く場所が近いから | 10. 介護サービスが充実しているから |
| 11. 公園や自然環境に恵まれているから | 12. 治安が良いから |
| 13. 地価・家賃が（これまで住んでいた所より）安いから | 14. 家族構成の変化に応じた家の広さが必要となったから |
| 15. 結婚した配偶者が住んでいたから | 16. 実家があるから、親戚が近くに住んでいるから |
| 17. もともと住んでいたことがあったから | 18. 社宅など会社に指定されたから |
| 19. その他（具体的に： _____） | |

問5. **問3で「3」または「4」とお答えの方のみ** あなたが現在の場所にお住まいになるまで住んでいた場所

- | | | |
|---------|-----------------|---------------------|
| 1. 取手市 | 2. 常総市 | 3. つくばみらい市 |
| 4. つくば市 | 5. 1～4以外の県内他市町村 | 6. 千葉県 |
| 7. 埼玉県 | 8. 東京都 | 9. その他（道府県名： _____） |

問6. **問3で「3」または「4」とお答えの方のみ** 今回転入されてくる以前に守谷市に住んでいたことの有無

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 以前にも守谷市内に住んでいたことがある | 2. 以前に守谷市に住んでいたことはない |
|------------------------|----------------------|

問7. **問6で「1」とお答えの方のみ** 以前に守谷市から他市町村に転出されていた理由

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 就職（転職）・転勤・進学等のため | 2. 結婚（離婚）した（する）ため |
| 3. 親（または子ども）と一緒に住むため | 4. 交通の便が悪いため |
| 5. 買い物などの日常の生活が不便なため | 6. 子どもの教育に不安を感じたため |
| 7. 家賃等が高いため | 8. その他（具体的に： _____） |

問8. 生活行動圏（よく行く場所）【複数回答可（それぞれの行動の種類について2つまで）】

	通勤・ 通学	買い物① 〔食料品〕 〔日用品〕	買い物② 〔衣料〕 〔家具・家電〕	芸術・ 娯楽	スポーツ・ アウトドア	外食
1) 守谷市内	1	1	1	1	1	1
2) 取手市	2	2	2	2	2	2
3) 常総市	3	3	3	3	3	3
4) つくばみらい市	4	4	4	4	4	4
5) つくば市	5	5	5	5	5	5
6) 茨城県内（1～5以外）	6	6	6	6	6	6
7) 千葉県	7	7	7	7	7	7
8) 埼玉県	8	8	8	8	8	8
9) 東京都	9	9	9	9	9	9
10) 7～9以外の他県	10	10	10	10	10	10

※芸術・娯楽 … 音楽・美術・演劇・カルチャースクール（習い事）、映画館・カラオケ・遊園地 等
 ※スポーツ・アウトドア … 野球・サッカー・ゴルフ・ボウリング、ハイキング・公園 等

②「住まい」としての守谷市の評価

問9. （守谷市に限らず）理想として住みたいまち（すでにマイホームをお持ちの方は、実際に重視した点）【複数回答可（3つまで）】

1. 通勤・通学に便利なところ	2. 市内・近隣に働く場所があるところ
3. 日常の買い物に便利なところ	4. 医療環境の整ったところ
5. 教育環境の整ったところ	6. 文化施設（美術館・博物館等）が充実したところ
7. スポーツ・レジャー環境が充実したところ	8. 治安のよいところ
9. 災害に強い地域・まち	10. 公園や緑があり閑静なところ
11. 新しく開発されたきれいな街並みがあるところ	12. 子育て支援策が充実しているところ
13. 保健・福祉サービスが充実しているところ	14. 地域のコミュニティ活動が活発なところ
15. 親の住まいに近いところ	16. 昔から住み慣れた地域
17. 地価・家賃が安いところ	18. 生活基盤（道路や上下水道）が整備されたところ
19. その他（具体的に： _____）	

問10. 守谷市での居住継続意向

1. ぜひ住み続けたい	2. 特段の事由がなければ、住み続けたい
3. どちらともいえない	4. 職場や学校等の生活環境の変化によっては転居する
5. （できれば）住み続けたくない	

問11. **問10で「5」とお答えの方のみ** 守谷市に住み続けたくない理由【複数回答可(2つまで)】

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 通勤・通学が不便 | 2. 日常の買い物が不便 |
| 3. 医療施設・サービスが不十分 | 4. 教育環境が不十分 |
| 5. 治安が悪い | 6. 子育て支援が不十分 |
| 7. 保健・福祉サービスが不十分 | 8. 行政サービスが不十分 |
| 9. 地価・家賃が高い | 10. その他(具体的に:) |

③出産や子育てに関すること

問12. 守谷市の子育て環境への評価

- | | | |
|--------------|---------------|----------|
| 1. とても充実している | 2. まあまあ充実している | 3. 普通 |
| 4. やや不十分である | 5. 不十分である | 6. わからない |

問13. **問12で「1」または「2」とお答えの方のみ** 特に充実していると思う環境やサービス【複数回答可(3つまで)】

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 小児科・産婦人科等の医療機関 | 2. 保育所(園)や幼稚園 |
| 3. 小・中学校などの学校施設 | 4. 児童センター(ミ・ナ・デ、キ・タ・レ) |
| 5. 公園などの遊び場 | 6. 保育関連サービス(一時保育、病後時保育等) |
| 7. 子育てに役立つ講座やイベント(妊婦学級、子育てサークル等) | 8. 子育てに関する補助(マル福・すこやか医療、予防接種の助成等) |
| 9. 相談できる場所・サービス(子育てセンター、児童センター等) | 10. 行政からの情報提供(ママル※)、HP、広報紙等) |
| 11. その他(具体的に:) | |

※ママルフレ…妊娠・出産、子育てに関する「知っててよかった!」「使って便利」な行政サービス情報を一元的に紹介している専用ホームページ (<http://moriya-city.mamafre.jp/>)

問14. **問12で「4」または「5」とお答えの方のみ** 特に不十分だと思う環境やサービス【複数回答可(3つまで)】

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 小児科・産婦人科等の医療機関 | 2. 保育所(園)や幼稚園 |
| 3. 小・中学校などの学校施設 | 4. 児童センター(ミ・ナ・デ、キ・タ・レ) |
| 5. 公園などの遊び場 | 6. 保育関連サービス(一時保育、病後時保育等) |
| 7. 子育てに役立つ講座やイベント(妊婦学級、子育てサークル等) | 8. 子育てに関する補助(マル福・すこやか医療、予防接種の助成等) |
| 9. 相談できる場所・サービス(子育てセンター、児童センター等) | 10. 行政からの情報提供(ママル※)、HP、広報紙等) |
| 11. その他(具体的に:) | |

※ママルフレ…妊娠・出産、子育てに関する「知っててよかった!」「使って便利」な行政サービス情報を一元的に紹介している専用ホームページ (<http://moriya-city.mamafre.jp/>)

■末子が高校に入るまで

- | | | |
|----------------|-----------------|------------|
| 1. 正社員でフルタイム勤務 | 2. 短時間・パートタイム勤務 | 3. 専門職・自営業 |
| 4. 専業主婦（主夫） | 5. その他（具体的に： | ） |

■末子が大学（短期大学・専門学校等を含む）に入るまで

- | | | |
|----------------|-----------------|------------|
| 1. 正社員でフルタイム勤務 | 2. 短時間・パートタイム勤務 | 3. 専門職・自営業 |
| 4. 専業主婦（主夫） | 5. その他（具体的に： | ） |

■子育て終了以降

- | | | |
|----------------|-----------------|------------|
| 1. 正社員でフルタイム勤務 | 2. 短時間・パートタイム勤務 | 3. 専門職・自営業 |
| 4. 専業主婦（主夫） | 5. その他（具体的に： | ） |

⑤人口減少社会におけるこれからの守谷市の目指すべき姿

問19. これからの守谷市において、出生数（出生率）の増加や出産・子育て世帯の転入を促すために重視すべき取組【複数回答可（3つまで）】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1. 出会いの場の提供、結婚気運の醸成 | 2. 安心して出産できる環境の提供（産婦人科など） |
| 3. 多様で質の高い保育・教育環境の充実 | 4. 小児科など子ども向け医療機関の充実 |
| 5. 公園・児童センターなどの安心して遊べる場の充実 | 6. 子育て不安解消・相談できる場や機会の充実 |
| 7. 妊娠・出産・子育ての経済的負担の軽減 | 8. 多様な働き方を促す取り組み |
| 9. その他（具体的に： | ） |

問20. 全国的な少子化・人口減少社会の中で、守谷市が目指すべきまちづくり【複数回答可（2つまで）】

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 市内の産業振興・企業誘致等により雇用の機会を拡大させて、市内に職を求める人の転入や就職時の転出抑制を促し、自立した地域として人口の維持・増加を目指す |
| 2. 便利で、良好な生活環境を整備し、東京圏のベッドタウンとして勤労世代の転入者を増やすことで人口の維持・増加を目指す |
| 3. 自然環境と調和した都心にはない住環境を整備し、リタイア世代（勤労を終えた世代）などを含む多様な世代の転入者を増やすことで人口の維持・増加を目指す |
| 4. 子育て支援やワークライフバランス（※）を可能とする環境の充実により、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、出産数の増加による人口の維持・増加を目指す |
| 5. 高齢者福祉の充実や地域コミュニティの活性化などにより、健康高齢者の増加を目指す |
| 6. 居住人口は現状程度の維持とし、地域資源・観光資源を活用した交流人口の拡大により地域の活性化を目指す |
| 7. 人口の維持・増加にはこだわらず、地域コミュニティの活性化などにより暮らしの質の向上を目指す |
| 8. その他（具体的に： |
| ） |

※ワークライフバランス…働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと

⑥回答者の属性

問21. 性別

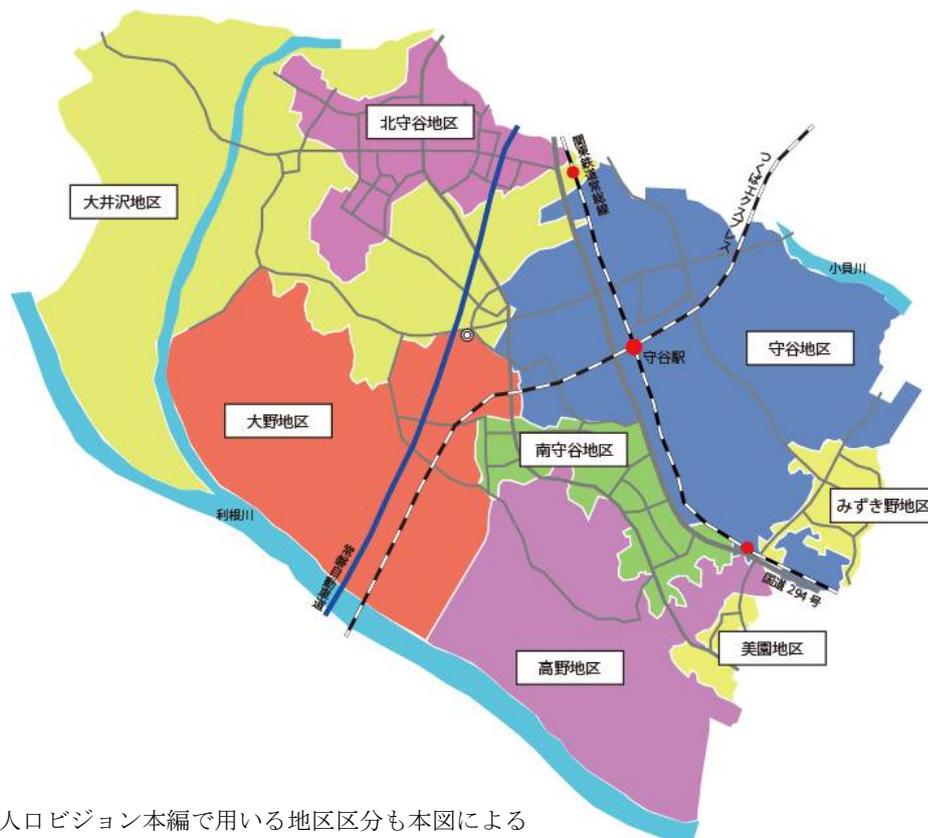
1. 男性	2. 女性
-------	-------

問22. 年齢

1. 10歳代	2. 20歳代	3. 30歳代	4. 40歳代	5. 50歳代	6. 60歳代
---------	---------	---------	---------	---------	---------

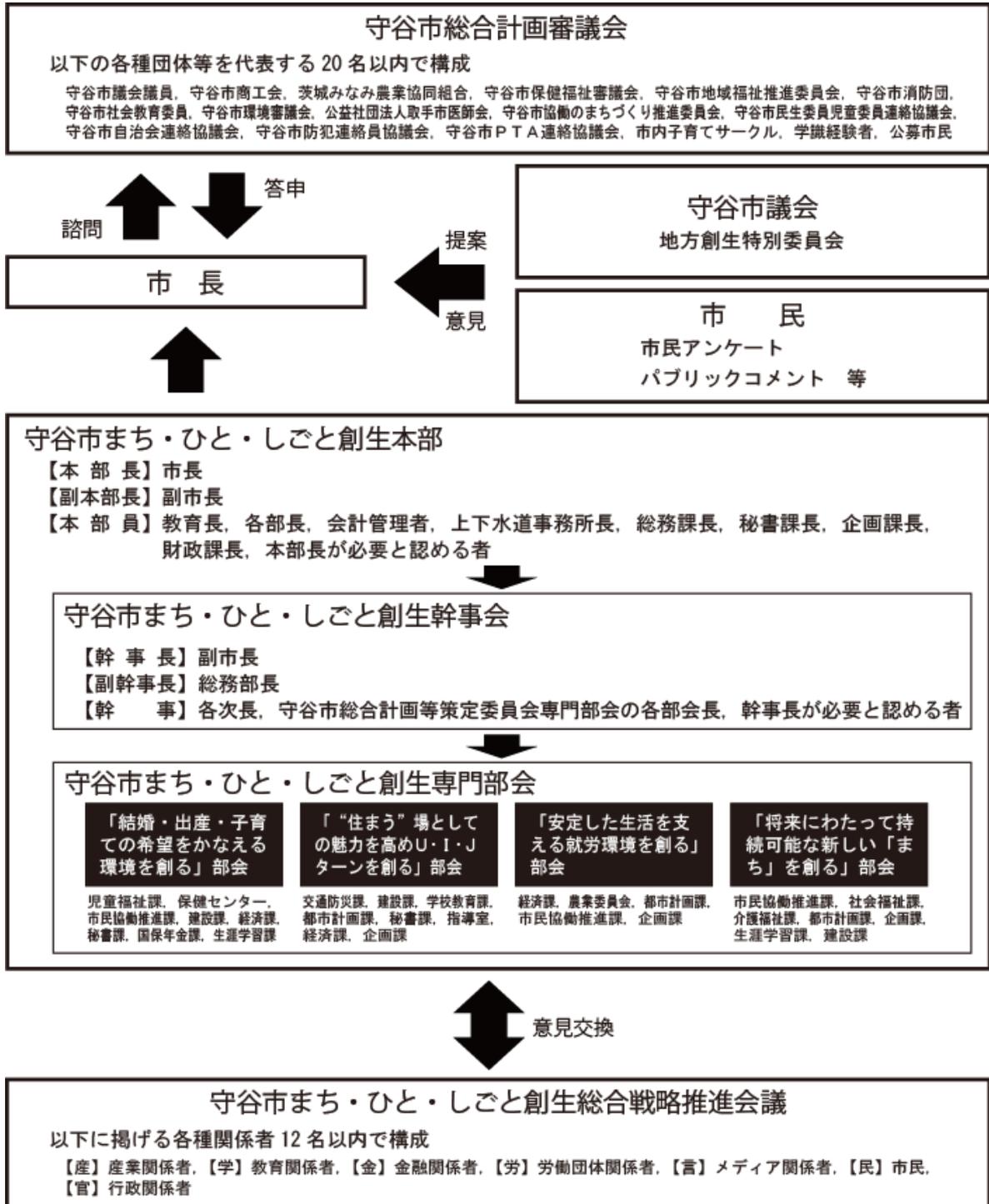
問23. 居住地区

1. 守谷（本町・百合ヶ丘・松並・ひがし野・中央・小山・同地・赤法花）
2. 高野（高野・鈴塚・乙子）
3. 大野（野木崎・大柏）
4. 大井沢（大木・板戸井・立沢・大山新田）
5. 北守谷（久保ヶ丘・御所ヶ丘・薬師台・松前台）
6. みずき野
7. 南守谷（松ヶ丘・けやき台）
8. 美園



2. 策定体制

(1) 体制図



(2) 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

①設置要綱

守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守谷市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱（平成27年守谷市告示第31号）第8条の規定に基づき設置する守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) その他守谷市まち・ひと・しごと創生本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内をもって構成する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから本部長が決定し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 産業関係者
- (2) 教育機関関係者
- (3) 金融機関関係者
- (4) 労働団体関係者
- (5) メディア関係者
- (6) 市民
- (7) 行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、本部長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼は、1日につき5,000円とする。

(庶務)

第8条 推進会議における庶務は、守谷市総務部企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

②委員名簿

NO.	区分	団体等	氏名	備考
①	産	守谷市産業地域協力会	高橋 孝造	・守谷市産業地域協力会会長
2		守谷市商工会 青年部	高橋 希	・青年部長
3		茨城みなみ農業協同組合	浅川 利夫	・理事
4	学	筑波大学	有田 智一	・システム情報系 社会工学域 教授
5	金	常陽銀行守谷支店	小林 伸一	・守谷支店長
6	労	関東鉄道株式会社 労働組合	田中正利	・労働組合執行委員 ・守谷市地域公共交通活性化協議会委員
7		厚生労働省 茨城労働局 ハローワーク常総	塚田 雅美	・総括職業指導官
8	言	守谷市のラジオ番組 @タウン守谷	福田 幸子	・@タウン守谷代表
9	市民		萩谷 直美	・守谷市PTA連絡協議会 ・守谷市総合計画審議会委員
10			中川 ゆかり	・守谷市総合計画審議会委員 ・子育てサークル ミッフィークラブ
11	官	地方創生コンシェルジュ	飯塚 正芳	・関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 ・守谷市地域公共交通活性化協議会委員
12		茨城県	阿部 勇司	・政策監兼地方創生室長

※NO.欄の□…会長, ○…代理者

(3) 守谷市総合計画審議会

①守谷市総合計画審議会条例

平成6年3月23日

条例第1号

改正 平成14年4月26日条例第25号

平成17年3月22日条例第9号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の件について調査、審議し、答申する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 団体の役職員
- (3) 知識経験者
- (4) 市民

3 前項第4号の市民は、公募により選出するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第1号及び第2号のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の守谷市総合計画審議会条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月22日条例第9号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

②委員名簿

NO.	委員名	区分	備考
1	高木和志	議会	守谷市議会議員
2	高橋典久	議会	守谷市議会議員
3	市川和代	議会	守谷市議会議員
④	小川一成	団体	守谷市商工会
5	齊藤繁	団体	茨城みなみ農業協同組合
6	土江敏明	団体	守谷市保健福祉審議会
7	長谷川禮子	団体	守谷市地域福祉推進委員会
8	新田みどり	団体	守谷市消防団
9	櫻井由美	団体	守谷市社会教育委員
10	鈴木 榮	団体	守谷市環境審議会
11	伊藤睦子	団体	公益社団法人取手市医師会
12	青木公達	団体	守谷市協働のまちづくり推進委員会
13	松原紀子	団体	守谷市民生委員児童委員連合協議会
14	飯島安廣	団体	守谷市自治会連絡協議会
15	小野捷暢	団体	守谷市防犯連絡員協議会
16	萩谷直美	団体	守谷市PTA連絡協議会
17	中川ゆかり	団体	市内子育てサークル
18	腰塚武志	学識	筑波大学名誉教授
19	赤井紀男	公募	
20	清水宏真	公募	

※NO.欄の□…会長，○…副会長

③諮問

守 谷 発 第 253 号
平成 27 年 4 月 21 日

守谷市総合計画審議会
会長 腰塚 武志 様

守谷市長 会田 真一

第二次守谷市総合計画後期基本計画，守谷市人口ビジョン及び守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問）

守谷市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき，下記のとおり貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1. 第二次守谷市総合計画 後期基本計画について
2. 守谷市人口ビジョン，守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

④答申

平成 28 年 2 月 1 日

守谷市長 会田 真一 様

守谷市総合計画審議会
会 長 腰塚 武志

守谷市人口ビジョン及び守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)
について (答申)

平成 27 年 4 月 21 日付、守谷発第 253 号をもって本審議会に諮問のありました守谷市人口ビジョン及び守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、審議を重ねた結果、妥当なものであると結論に達しましたので、次の意見を付して、別冊のとおり答申いたします。

記

- 1 守谷市人口ビジョンの実現に向け、守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、計画的、積極的に施策を実施すること。

(4) 庁内組織

①守谷市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日

告示第 31 号

(設置)

第 1 条 人口減少及び少子高齢化という課題に迅速かつ的確に対応し、人口減少の進行を可能な限り緩やかなものとしていくとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、守谷市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 守谷市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する重要な施策等の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、次の表に掲げる者をもって充てる。

教育長，総務部長，生活経済部長，保健福祉部長，都市整備部長，会計管理者，教育部長， 上下水道事務所長，総務課長，秘書課長，財政課長，企画課長

(職務)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集及び主宰し、副本部長が議事進行を行う。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会)

第6条 本部に守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会（以下「幹事会」という）を置く。

- 2 幹事会は、本部の所掌事務に関し協議及び調整を行うとともに、本部長が決定した事務の実施に関し必要な事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、副市長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、総務部長をもって充てる。
- 6 幹事は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 7 幹事長は、幹事会の事務を総括する。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 幹事長は、幹事会において協議する事項について、調査及び検討を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(推進会議)

第8条 本部長は、本部又は幹事会において協議する事項について、広く関係者の意見を反映するため、守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を置くことができる。

- 2 推進会議の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(守谷市総合計画との関係)

第9条 本部は、人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たっては、守谷市総合計画（守谷市総合計画の策定等に関する条例（平成23年守谷市条例第15号）第1条に規定する総合計画をいう。以下同じ。）との整合を図らなければならない。

- 2 本部は、前項の整合を図るため、市長に対し、守谷市総合計画審議会（守谷市総合計画審議会条例（平成6年守谷町条例第1号）第1条に規定する守谷市総合計画審議会をいう。）への諮問を要請するものとする。

(庶務)

第10条 本部、幹事会及び推進組織の庶務は、総務部企画課において処理する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

3. 策定までの経過

年月日	【上段】会議等の名称、【下段】議題・検討（報告）事項
平成 27 年 3 月 27 日	第 1 回守谷市まち・ひと・しごと創生本部会議 ・守谷市人口ビジョン, 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針について
4 月 2 日	第 1 回守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会会議 ・守谷市人口ビジョン, 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定体制について
4 月 21 日	第 1 回守谷市総合計画審議会 ・守谷市人口ビジョン, 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の基本方針について ・(国の) まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」・「総合戦略」について ・策定体制及び策定スケジュールについて ・市民アンケートの実施について
5 月	市民アンケート, 高校生アンケート 【市民アンケート】 今後の目指すべきまちづくりの方向性, 住みたいと思う理想のまち, 守谷市の子育て環境の評価, 主に子育てを担う方の理想の働き方, 理想とする子どもの人数 等 【高校生アンケート】 今住んでいる地域の評価, 結婚・出産等に対する考え, 就職(就労)に対する考え, 守谷市の将来に向けたまちづくりの方向性
6 月 11 日	第 2 回守谷市まち・ひと・しごと創生本部会議 ・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱について ・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員について
6 月 18 日	第 2 回守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会会議 ・守谷市人口ビジョンについて ・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略の戦略分野について ・今後の検討方法・スケジュールについて
6 月 24 日 ～25 日	守谷市人口ビジョン, 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けた職員説明会 ・地方創生と守谷市の現状について
6 月 29 日 ～7 月 7 日	守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略に向けた職員意見提案募集 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込むべき「基本的な考え方」や「戦略分野」について ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けるべき「具体的な事業」について
7 月 6 日	第 1 回守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 ・まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」, 「総合戦略」について ・検討スケジュールについて ・守谷市人口ビジョンについて ・総合戦略立案に向けた意見交換
7 月 10 日	第 3 回守谷市まち・ひと・しごと創生本部会議 ・守谷市人口ビジョンについて ・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員からの意見について(報告) ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)対象事業の進捗状況について(報告)

年月日	【上段】会議等の名称、【下段】議題・検討（報告）事項
7月14日	守谷市議会 地方創生特別委員会
	・まち・ひと・しごと創生総合戦略について（報告） ・守谷市人口ビジョンについて（報告） ・策定スケジュールについて（報告）
7月22日	第2回守谷市総合計画審議会
	・守谷市人口ビジョンについて ・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員からの意見について（報告） ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）対象事業の進捗状況について（報告）
8月12日	守谷市議会 地方創生特別委員会
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策提案
9月7日	第3回守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会会議
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 骨子（案）について
9月17日	第4回守谷市まち・ひと・しごと創生本部会議
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 骨子（案）について
9月24日	第3回守谷市総合計画審議会
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 骨子（案）について
10月7日 ～8日	守谷市まち・ひと・しごと創生専門部会
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 素案について
10月13日	第1回守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 素案について
10月16日	第4回守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会会議
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 素案について
10月20日	第5回守谷市まち・ひと・しごと創生本部会議
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 素案について
10月26日	第4回守谷市総合計画審議会
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 素案について
11月10日	第6回守谷市まち・ひと・しごと創生本部会議
	第5回守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会会議 ・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
11月10日	守谷市議会 地方創生特別委員会
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
11月16日	第5回守谷市総合計画審議会
	・守谷市人口ビジョン、守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
11月19日	第6回守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会会議
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する具体的事務事業の想定事業費について
12月14日 ～平成28年 1月13日	「守谷市人口ビジョン（案）、守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」 に対する意見募集（パブリックコメント）

年月日	【上段】会議等の名称、【下段】議題・検討（報告）事項
1月14日	第7回守谷市まち・ひと・しごと創生本部会議
	第7回守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会会議 ・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する具体的事務事業について
1月22日	第8回守谷市まち・ひと・しごと創生本部会議
	・守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する具体的事務事業について
2月1日	第7回守谷市総合計画審議会
	・守谷市人口ビジョン（案）、守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に対する意見（パブリック・コメント）について
2月8日	第9回守谷市まち・ひと・しごと創生本部会議
	・守谷市人口ビジョン（案）、守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に対する意見（パブリック・コメント）と市の考え方について

守谷市人口ビジョン／守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行年月 | 平成 28 年 2 月

発 行 者 | 茨城県 守谷市

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

TEL : 0297-45-1111 (代表)

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

編 集 | 総務部 企画課